

平成29年度 第1回大衡村総合教育会議

日時：平成29年11月14日(火)

午前10時

場所：役場2階会議室

次 第

1. 開 会

2. 挨拶 大衡村長 萩原達雄

3. 協 議

(1)平成29年度全国学力・学習状況調査結果について

(2)平成29年度いじめ・不登校の状況について

(3)大衡村いじめ問題対策連絡協議会等の設置について

※大衡村いじめ防止基本方針(平成26年12月制定)

4. 閉 会

平成29年度第1回大衡村総合教育会議出席者名簿

所 属	役 職	氏 名	備 考
大 衡 村	村長	萩 原 達 雄	
大 衡 村	総務課長	早 坂 勝 伸	
大 衡 村	総務課主査	千 葉 岳 史	

所 属	役 職	氏 名	備 考
大衡村教育委員会	教育長	庄 子 明 宏	
大衡村教育委員会	教育長職務代行者	高 橋 健 正	
大衡村教育委員会	教育委員	渡 邊 勇	
大衡村教育委員会	教育委員	鎌 田 澄 子	
大衡村教育委員会	教育委員	齋 藤 さ と 子	
大衡村教育委員会	教育学習課長	八 巻 利 栄 子	
大衡村教育委員会	生涯学習担当課長	文 屋 寛	
大衡村教育委員会	教育学習課係長	三 塚 麻 紀	

平成29年度 大衡村総合教育会議

資 料

- (1) 平成29年度全国学力・学習状況調査結果について
- (2) 平成29年度いじめ・不登校の状況について
- (3) 大衡村いじめ問題対策連絡協議会等の設置について
 - ※大衡村いじめ防止基本方針（平成26年12月制定）

大衡村教育委員会

○大衡村における全国学力・学習状況調査結果について

1 小学校

(1) 教科に関する調査の結果について

- ①国語 … 「知識」に関するA問題, 「活用」に関するB問題共に県・全国の平均を下回った。特に, 国語Aの「話すこと・聞くこと」の領域が, 大きく下回った。
- ②算数 … A問題, B問題共に県・全国の平均を下回った。

(2) 児童質問紙調査の結果について

- 「地域の行事に参加している」「将来の夢や目標を持っている」「家の人は学校行事に来る」「学校に行くのは楽しい」「学校で友達に会うのは楽しい」
- ▼ 「いじめはどんな理由があってもいけないことだと思う」1日当たりTVを4時間以上見る, またゲームを4時間以上する児童の割合が高い。→ 家庭学習の時間が短い。

(3) 対策

- ・読書活動の推進 (毎月15日は読書の日)
- ・県の学力向上指定事業 (H28 から3か年) を活用し, 算数の学力向上に向けた取組の継続
- ・ICT機器を活用した一層の授業改善
- ・全学年において「読む力」を高める指導の実践

2 中学校

(1) 教科に関する調査の結果について

- ①国語 … A問題, B問題共に県・全国の平均を大きく下回った。特に, 「言語文化と特質」の領域は, 県・全国を大きく下回っており, 記述式の問題の無回答の割合が高い。
- ②数学 … A問題, B問題共に県・全国の平均を大きく下回った。証明問題や説明を求められる問題について, 無回答の割合が高い。

(2) 生徒質問紙調査の結果について

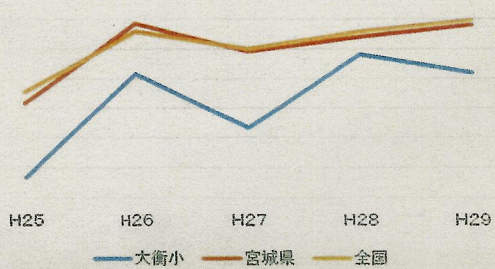
- 「自分にはよいところがある」「将来の夢や目標を持っている」「学級みんなで協力して何かをやり遂げ, うれしかったことがある」
- ▼ 1日当たりTVを4時間以上見る生徒の割合が高い。スマートフォンの所持率が高く, 利用時間 (2時間以上3時間未満) が多い。→ 家庭学習の時間が短い。

(3) 対策

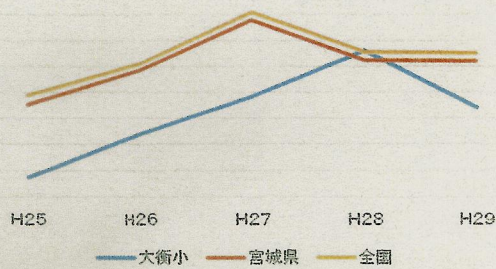
- ・各教科における取組の推進 (国語: 語彙力を高める指導, 文章読解の機会を増やす, 作文を書く機会を増やし, 苦手意識をなくす。数学: 板書の工夫, 授業のまとめを確実に行う, デジタル教科書の活用等)
- ・朝の時間を利用したドリル学習の継続 (基礎学力の定着)
- ・生活リズムを含め家庭学習に関する保護者への啓発
- ・学び支援事業 (放課後・長期休暇) を活用した自主的な学習習慣の定着

全国学力・学習状況調査 平均正答率の推移

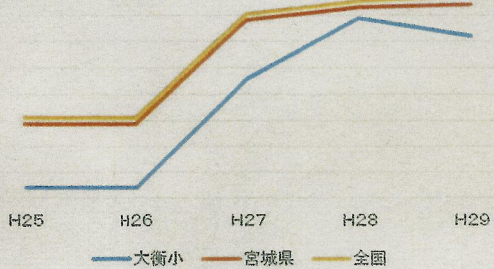
国語A



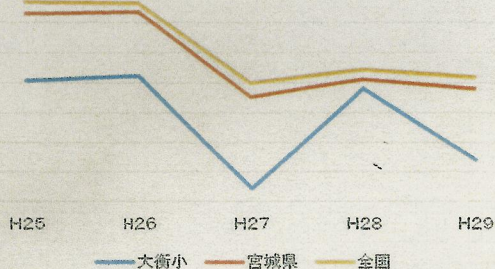
国語B



算数A

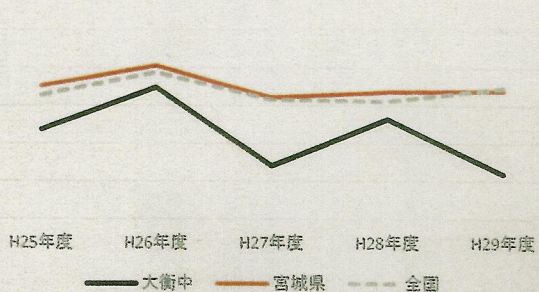


算数B

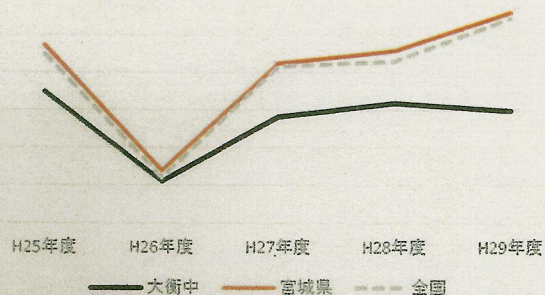


全国学力・学習状況調査 平均正答率の推移(大衛中)

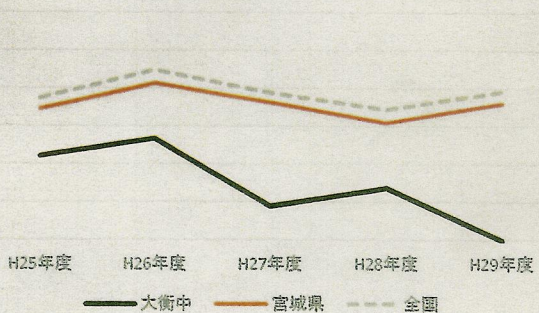
国語A



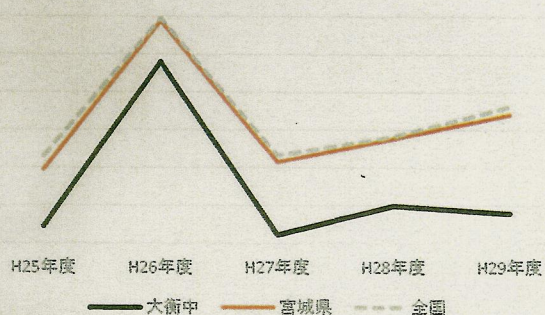
国語B



数学A

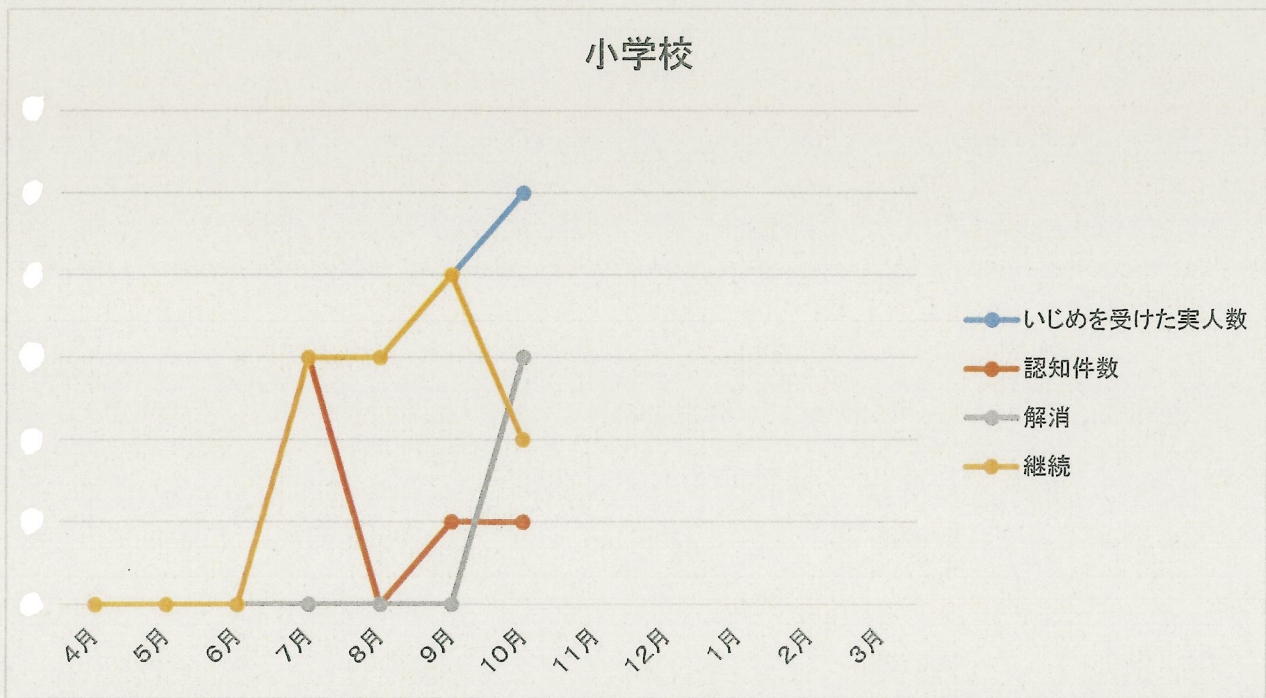


数学B

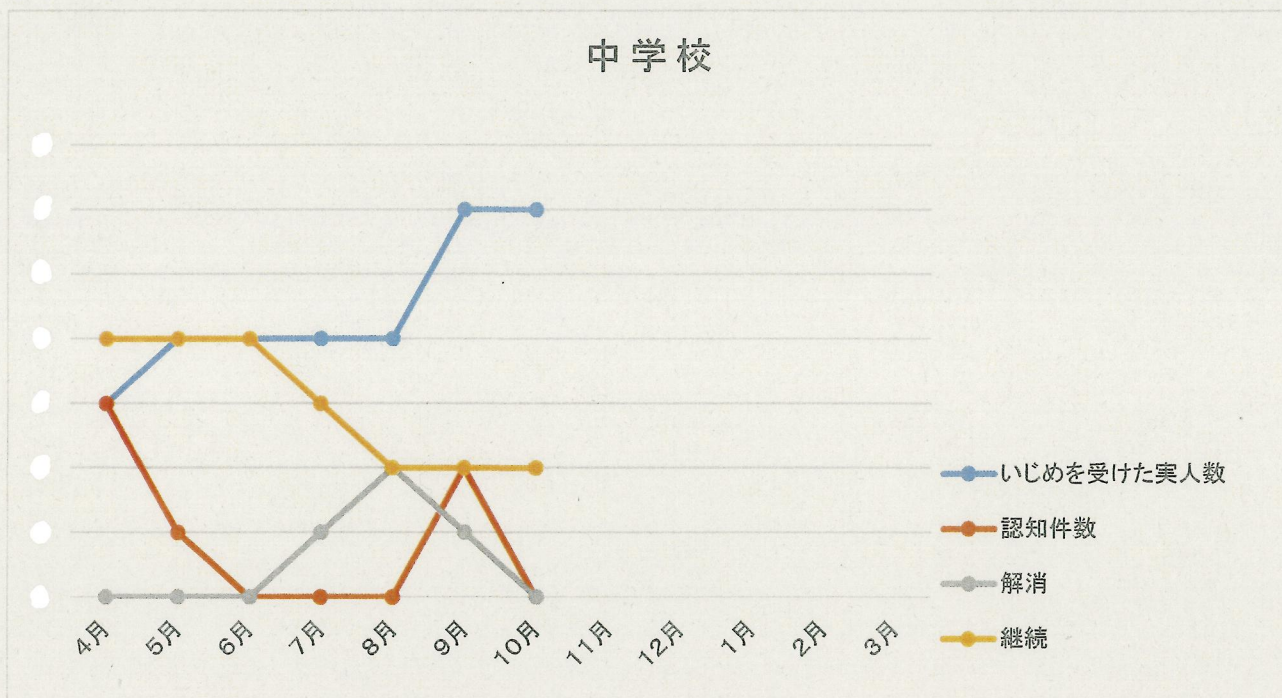


平成29年度いじめ発生率

小学校

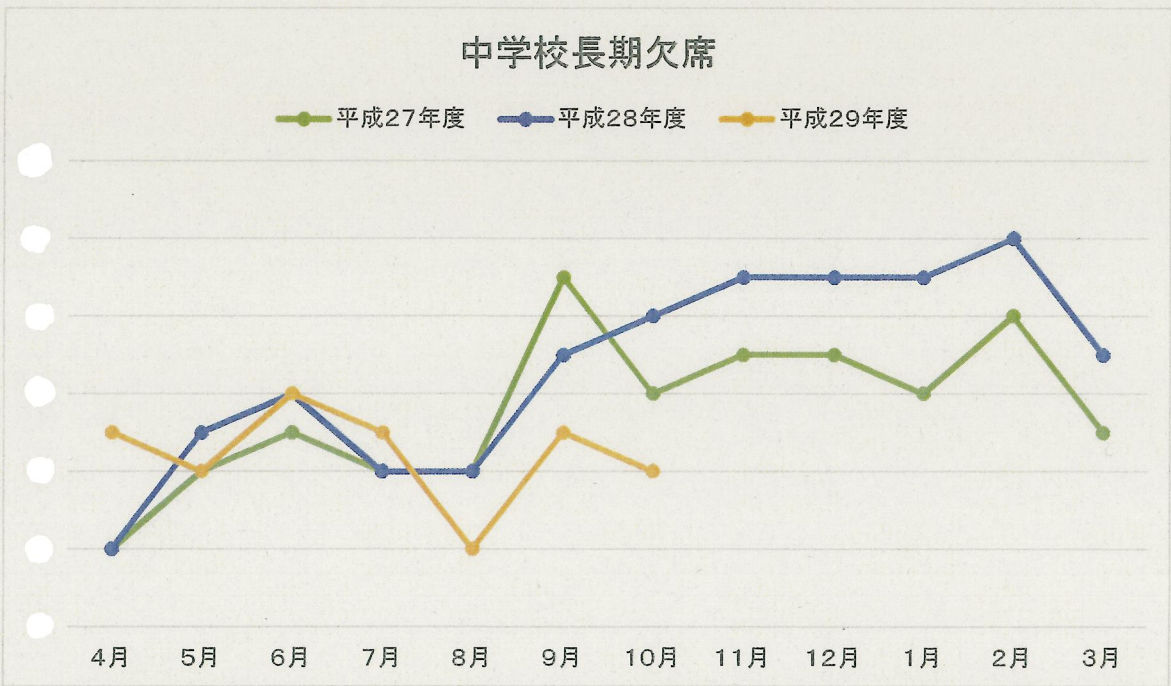


中学校



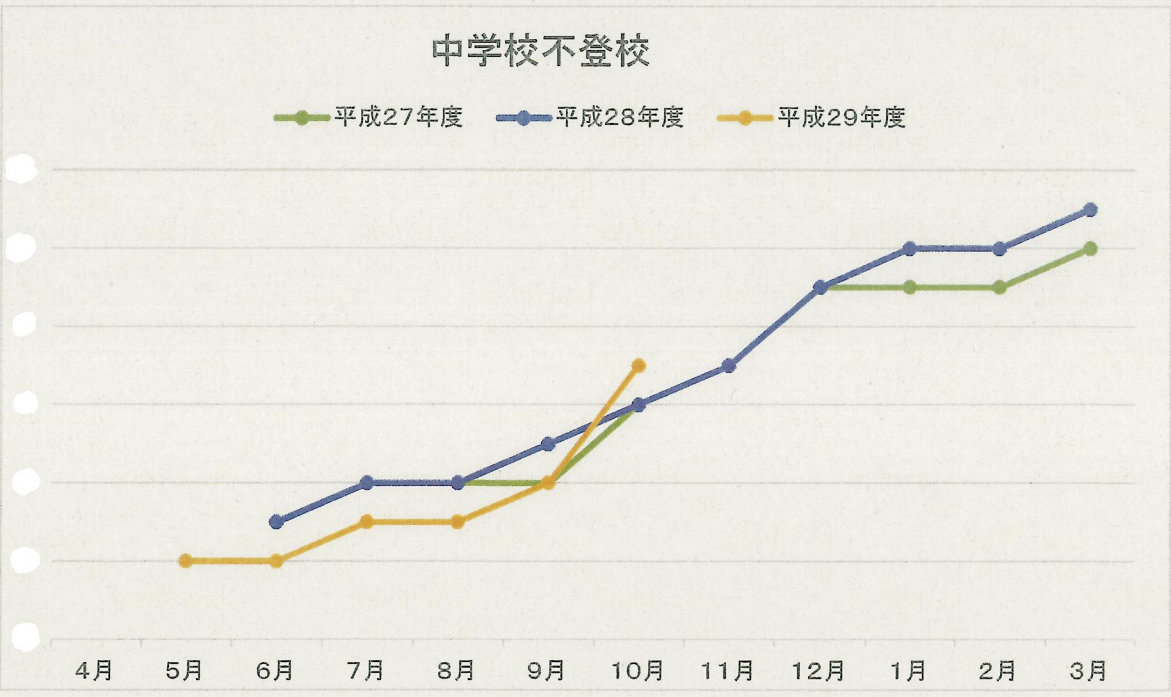
中学校長期欠席

● 平成27年度 ● 平成28年度 ● 平成29年度



中学校不登校

● 平成27年度 ● 平成28年度 ● 平成29年度



○大衡村いじめ問題対策連絡協議会等設置条例

(平成29年 月日 条例第 号)

目次

- 第1章 総則
- 第2章 大衡村いじめ問題対策連絡協議会（第2条—第7条）
- 第3章 大衡村いじめ問題調査委員会（第8条—第15条）
- 第4章 大衡村いじめ問題再調査委員会（第16条—第条）
- 第5章 雑則
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき、大衡村におけるいじめ防止等（法第1条に規定するいじめの防止等をいう。以下同じ。）のために設置する組織に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2章 大衡村いじめ問題対策連絡協議会

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、大衡村いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処（以下「いじめの防止等」という。）に関係する機関及び団体の連携に関すること。
- (2) いじめの防止等に係る対策の協議及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、いじめの防止策について大衡村教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第4条 連絡協議会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから、教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 村立学校の職員
- (3) 児童及び生徒の保護者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 連絡協議会に会長及び副会長を置き、それぞれ委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 連絡協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 連絡協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 連絡協議会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

（関係者の出席等）

第7条 会長は、連絡協議会において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

（守秘義務）

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第9条 連絡協議会の庶務は、教育委員会教育学習課において処理する。

第3章 大衡村いじめ問題調査委員会

(設置)

第10条 法第14条第3項の規定に基づき、大衡村いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第11条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) いじめ防止等のための対策に関する調査審議に関すること。
- (2) 法第28条第1項に規定する重大事態に係る調査に関すること。

(組織)

第12条 調査委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し、専門的な知識及び経験を有する者、その他教育委員会が必要と認める者のうちから教育委員会が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第13条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第14条 調査委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員長及び副委員長が選出されていないときは、教育委員会が行う。

2 調査委員会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。

3 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数の時は、委員長の決するところによる。

4 委員は、調査委員会の議事において、当該議事に直接の利害関係を有すると認められたときは、その議事に加わることができない。

5 調査委員会の会議は、公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上が認めたときは、公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第15条 委員長は、調査委員会において必要があると認めたときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は必要な書類の提出及び説明を求めることができる。

(守秘義務)

第16条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第17条 調査委員会の庶務は、教育委員会教育学習課において処理する。

第4章 大衡村いじめ問題再調査委員会

(設置)

第18条 法第30条第2項の規定に基づき、大衡村いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第19条 再調査委員会は、村長の諮問に応じ、法第28条第1項に規定による調査の結果について必要な調査を行う。

(組織)

第20条 再調査委員会は、委員5～6人以内をもって組織する。

2 委員は、教育、法律、医療、心理、福祉等に関し、専門的な知識及び経験を有する者のうちから村長が委嘱する。

3 委員の任期は、委嘱の日から前条に規定する所掌事務が完了する日までとする。

(準用)

第21条 第13条から第17条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第13条、第14条及び第15条中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、第17条中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と、「教育委員会教育学習課」とあるのは「総務課」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、連絡協議会及び調査委員会の運営に関し必要な事項は教育委員会が、再調査委員会の運営に関し必要な事項は村長が別に定める。

附則

(施行期日)

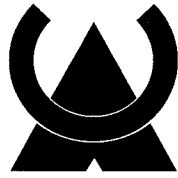
1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和35年大衡村条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表 教育支援委員会の項の次に、次のように加える。

いじめ問題対策連絡協議会	会長	日額 6,500 円	1,500 円
	委員	〃 6,300 円	1,500 円
いじめ問題調査委員会	委員長	〃 円	1,500 円
	委員	〃 円	1,500 円
いじめ問題再調査委員会	委員長	〃 円	1,500 円
	委員	〃 円	1,500 円



大衡村いじめ防止基本方針



常盤の松（村木：あかまつ）

平成26年12月
大衡村・大衡村教育委員会

目次

はじめに.....	1
1 基本的な考え方.....	1
(1) いじめの防止等の対策に関する基本理念.....	1
(2) いじめの定義.....	1
(3) いじめの理解.....	1
(4) いじめの防止等に関する基本的考え方.....	2
2 大衡村が実施する施策.....	5
(1) 大衡村いじめ防止基本方針の策定.....	5
(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置.....	5
(3) 教育委員会の附属機関の設置	5
(4) 村が実施すべき施策.....	5
3 学校が実施すべき施策.....	8
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定.....	8
(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織.....	8
(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置.....	9
4 重大事態への対処.....	12
(1) 教育委員会又は学校による調査	12
i) 重大事態の発生と調査.....	12
ii) 調査結果の提供及び報告.....	13
(2) 調査結果の報告を受けた大衡村長による再調査及び措置.....	14
i) 再調査.....	14
ii) 再調査の結果を踏まえた措置等.....	15

はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

村及び教育委員会は、本村の児童生徒の尊厳を保持するため、村内の学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために、以下の基本方針を定めるものである。

1 基本的な考え方

（1）いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを目指して行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないように、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるようにしなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、村、教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

（2）いじめの定義

いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）において、「いじめ」は「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

（3）いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童

生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、多くの児童生徒が入れ替わり被害や加害を経験している。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（４） いじめの防止等に関する基本的考え方

① いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要であり、全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

また、これらに加え、いじめの問題への取組の重要性について村民全体に認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発が必要である。

② いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人

が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要である。

いじめの早期発見のため、学校や教育委員会は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

③ いじめへの対処

いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめたとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要である。

④ 学校・地域・家庭との連携について

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。例えばPTAや地域の関係団体等と学校関係者が、いじめの問題について協議する機会を設けたり、学校評議員等を活用したりするなど、いじめの問題について地域、家庭と連携した対策を推進することが必要である。また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築することも重要である。

⑤ 関係機関との連携について

いじめの問題への対応においては、例えば、学校や教育委員会においていじめの児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携が必要で

あり、警察や児童相談所等との適切な連携を図るため、日頃から、学校や学校の設置者と関係機関の担当者の窓口交換や連絡会議の開催など、情報共有体制を構築しておくことが必要である。

例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関との連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童生徒へ適切に周知したりするなど、学校や教育委員会が、関係機関による取組と連携することも重要である。

2 大衡村が実施する施策

(1) 大衡村いじめ防止基本方針の策定

村及び教育委員会は、本村におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、国・県のいじめ防止基本方針を参考に、大衡村いじめ防止基本方針（以下「基本方針」という。）を策定する。

基本方針に基づくいじめ防止等のための対策が総合的かつ効果的に進められているかについては、定期的に見直しを行い、必要に応じて基本方針及び施策の見直しを図っていく。

(2) いじめ問題対策連絡協議会の設置

村は、「大衡村いじめ問題対策連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）」を設置することとし、その構成員は、学校、教育委員会、村関係部局、児童相談所、法務局、警察署、その他専門的な知識及び経験を有する第三者等とする。

(3) 教育委員会の附属機関の設置

教育委員会は、基本方針に基づくいじめ防止等の対策を実効的に行うため、法第14条第3項の規定に基づき専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加を図り、公平性、中立性を確保した附属機関を設置する。

附属機関の主な機能については、以下のとおりである。

◇教育委員会の諮問に応じ、基本方針に基づくいじめの防止等のための調査研究等、有効な対策を検討するため専門的知見からの審議を行う。

◇学校におけるいじめに関する通報や相談を受け、第三者機関として当事者間の関係を調整するなどして問題の解決を図る。

◇学校におけるいじめの事案について、設置者である教育委員会が、学校からいじめの報告を受け、自ら調査を行う必要がある場合に当該組織を活用する。

◇学校における重大事態に係る調査を教育委員会が行う場合は、この附属機関において調査を行う。（重大事態への対処については「4 重大事態への対処」に詳述）

(4) 村が実施すべき施策

○ いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置その他の人的体制の整備等の必要な措置を講ずるよう努める。

○ いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備・相談窓

口の周知。

- ・「24時間いじめ相談ダイヤル」や宮城県総合教育センターにおける教育相談等，多様な相談窓口を確保し，県及び村が設置した窓口を児童・生徒・保護者及び県内の関係各者に周知徹底する。
- いじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう関係機関，学校，家庭，地域社会及び民間団体の間の連携の強化，民間団体の支援その他必要な体制を整備する。
- 保護者が，法に規定された保護者の責務等を踏まえて子供の規範意識を養うための指導等を適切に行うことができるよう，保護者を対象とした啓発活動や相談窓口の設置など，家庭への支援を行う。
- いじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう教職員の研修の充実を通じた教職員の資質能力の向上，生徒指導に係る体制等の充実のための教諭，養護教諭その他の教職員の配置，心理，福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保，いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずる。
- 児童生徒がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視するために学校裏サイト等を対象としたネットパトロールの実施体制を整備する。
- いじめの防止及び早期発見のための方策等，いじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方，インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況について，国・県の調査研究結果を活用したいじめ防止等の対策を講ずる。
- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響，いじめを防止することの重要性，いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を実施する。
- いじめを受けた児童生徒といじめを行った児童生徒が同じ学校に在籍していない場合であっても，学校がいじめを受けた児童生徒又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童生徒に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため，学校相互間の連携協力体制を整備する。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実を図る。
 - ・いじめの実態把握の取組状況等，設置する学校における取組状況を点検するとともに，教師向けの指導用資料やチェックリストの作成・配

布などを通じ、学校におけるいじめの防止等の取組の充実を促す。

○学校と地域，家庭が組織的に連携・協働する体制構築するため，PTAや地域の関係団体との連携促進を図る。

○学校評価の留意点，教員評価の留意点

- ・学校評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，学校評価の目的を踏まえ，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，問題を隠さず，その実態把握や対応が促され，児童生徒や地域の状況を十分踏まえて目標を立て，目標に対する具体的な取組状況や達成状況を評価し，評価結果を踏まえてその改善に取り組むよう，必要な指導・助言を行う。
- ・教育委員会は，教員評価において，いじめの問題を取り扱うに当たっては，いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく，日頃からの児童生徒の理解，未然防止や早期発見，いじめが発生した際の問題を隠さず，迅速かつ適切な対応，組織的な取組等を評価するよう，実施要領の策定や評価記録書の作成，各学校における教員評価への必要な指導・助言を行う。

○学校運営改善の支援

- ・教職員が子供と向き合い，いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため，事務機能の強化など学校マネジメントを担う体制の整備を図るなど，学校運営の改善を支援する。
- ・保護者や地域住民が学校運営に参画する学校評議員等の活用により，いじめの問題など，学校が抱える課題を共有し地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

3 学校が実施すべき施策

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

各学校は、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめ防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。その際、国の基本方針、県及び村の基本方針を参考にして、自らの学校として、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や、取組の内容等を「学校いじめ防止基本方針」（以下「学校基本方針」という。）として定めることが必要である。

学校基本方針には、例えば、いじめの防止のための取組、早期発見・早期対応の在り方、教育相談体制、生徒指導体制、校内研修などを定めることが想定され、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処などいじめの防止等全体に係る内容であることが必要である。

学校基本方針を策定するに当たっては、方針を検討する段階から保護者等地域の方にも参画いただき、地域を巻き込んだ学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効である。また、児童生徒とともに、学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童生徒の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童生徒の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意する。

さらに、策定した学校基本方針については、学校のホームページなどで公開する。

(2) 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

各学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置く。

当該組織の構成員としては、管理職や主幹教諭、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、学級担任や部活動指導に関わる教職員などから、組織的対応の中核として機能するような体制を、学校の実情に応じて決定し、これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するようにするなど、柔軟な組織とする。

各学校に既存の「いじめ問題対策委員会」等を活用し、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員、警察官経験者など外部専門家等を加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加するなど、柔軟な組織として、対応することでより実効的ない

じめの防止等の対策に取り組む。

また、当該組織は、学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や児童生徒の代表、地域住民などの参加を求める。具体的役割は、次のとおりとする。

- いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報が共有でき、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とする。
- 特に、いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、抱え込まずに全て当該組織に報告・相談し、当該組織が、その情報の収集と記録、共有を行う役割を担う。
- 加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童生徒ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。
- 学校基本方針の策定や見直し、学校で定めたいじめの取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、各学校のいじめの防止等の取組についてPDCAサイクルで検証する役割を担う。

(3) 学校におけるいじめの防止等に関する措置

学校は、連携して、いじめの防止や早期発見、いじめが発生した際の対処等に当たる。

i) いじめの防止

いじめはどの子供にも起こりうるという事実を踏まえ、いじめの未然防止のため全ての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための指導に取り組む。

また、その際の指導の基本は、児童生徒の「居場所づくり」や「絆づくり」であり、児童生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行うことである。加えて、日々の教育活動において、児童生徒に自己存在感を与えること、共感的な人間関係を育成すること、自己決定の可能性の場を与え自己の可能性の開発を援助するなどの生徒指導の三機能を生かして、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土をつくることが重要である。

さらに、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意

を払う必要がある。

ii) いじめの早期発見

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることが多いことを教職員は認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知することが必要である。

このため、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

あわせて、学校は定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、併せて保護者にも協力してもらい、家庭で気になった様子はないかを把握するよう、積極的に保護者からの相談を受け入れる体制や、地域の方から通学時の様子を寄せてもらえる体制を整備し、いじめの実態把握に取り組む。

iii) いじめに対する措置

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応し、被害児童生徒を守り通すとともに、加害児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長に主眼を置き、いじめに至った背景等も踏まえ、自らの生活や行動などを反省させ、将来に希望や目標をもち、より充実した学校生活を送ることができるよう教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。

なお、法第23条のいじめの通報を受けた場合、事実の有無の確認を行うとともに、事実がなかった場合でも、その事実確認の結果を村教育委員会に報告することが必要である。

iv) 情報モラル教育の充実とインターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめは、パスワード付きのサイト、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）や携帯電話等のメールを利用して行われることが多く、大人の目に触れにくく発見しにくい。児童生徒が、今後も変化を続けていくであろう情報手段を効果的に活用するこ

とができる判断力や心構えを身に付けさせるための情報モラル教育を一層充実させる必要があり、保護者においてもこれらの問題について理解を求めておくことが必要である。

ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を防ぐために、直ちに削除する措置をとることとするが、名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合には、必要に応じて法務局の協力を求める。また、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるときには、直ちに所轄の警察に相談、通報する。ただし、学校単独で対応が困難と判断した場合には、村教育委員会と相談しながら外部の専門機関に援助を求めるなどの対応を考えることも必要である。

4 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

i) 事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①重大事態の意味について

重大となる案件については、法第28条第1項に記載されており、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあること。また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目し、例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合
- などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

また、児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

②重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は村長へ事態発生について報告する。

③調査の趣旨及び調査主体について

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生の防止に資するために行うものである。

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告し、教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断する。従前の経緯や事案の特性、いじめられた児童生徒又は保護者の訴えなどを踏まえ、学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと教育委員会が判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を実施する。

学校が調査主体となる場合であっても、法第28条第3項に基づき、教育委員会は調査を実施する学校に対して必要な指導、また、人的措置も含めた適切な支援を行う。

なお、従前の経緯や事案の特性から必要な場合や、いじめられた児童生徒又は保護者が望む場合には、法第28条第1項の調査に並行して、村長による調査を実施する。この場合、調査対象となる児童生徒等への心理的な負担を考慮し、重複した調査とならないよう、法第28条第1項の調査主体と並行して行われる調査主体とが密接に連携し、例えば、アンケートの収集などの初期的な調査を教育委員会又は学校が中心となって行い、収集した資料に基づく分析及び追加調査を、並行して行われる調査で実施する等、適切に役割分担を図る。

④調査を行うための組織について

学校における調査を教育委員会が調査主体となって行う場合は、法第4条第3項の教育委員会に設置される附属機関により調査を行う。なお、設置が困難な学校も想定されることを踏まえ、教育委員会は、これらの学校を支援するため、職能団体や大学、学会等の協力を得られる体制を平素から整えておく。

また、学校が調査の主体となる場合は、調査の迅速化を図るため、各学校の既存の「いじめ問題対策委員会」等を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えて調査を実施する。

ii) 調査結果の提供及び報告

- ① いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

学校の設置者又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時・適切な方法で、経過報告を行う。

これらの情報の提供に当たっては、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならず、学校の設置者又は学校は、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

質問紙調査の実施により得られたアンケートについては、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることを調査に先立ち、調査対象となる在校生やその保護者に説明する等の措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を行う。

② 調査結果の報告

学校は、調査結果について教育委員会に報告し、教育委員会は村長に報告する。

上記①の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて村長に送付する。

(2) 調査結果の報告を受けた大衡村長による再調査及び措置

i) 再調査

(公立の学校に係る対処)

第30条第2項 前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法によ

り、第28条第1項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

上記②の報告を受けた村長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第28条第1項の規定による調査の結果について調査（以下「再調査」という。）を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、専門的な知識又は経験を有する第三者等による附属機関を設けて調査を進める。再調査についても、教育委員会又は学校等による調査同様、再調査の主体である村長は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対して、情報を適切に提供する責任があるものと認識し、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明する。

ii) 再調査の結果を踏まえた措置等

村長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、自らの権限及び責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずる。

「必要な措置」としては、教育委員会においては、例えば、指導主事や教育センターの専門家の派遣による重点的な支援、生徒指導に専任的に取り組む教職員の配置など人的体制の強化、心理や福祉の専門家、教員・警察官経験者など外部専門家の追加配置等、多様な方策を検討し、首長部局においても、必要な教育予算の確保や児童福祉や青少年健全育成の観点からの措置をとるように努める。

また、再調査を行ったとき、村長はその結果を議会に報告するが、その際は報告の内容について、個々の事案に応じ、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保するなど、適切な措置を講ずる。